

学校教育目標 心身ともに健康で、豊かな情操と知性をもち、実践力のある児童の育成を目指して
◎心やさしい子 ○すすんで学ぶ子 ○からだをきたえる子

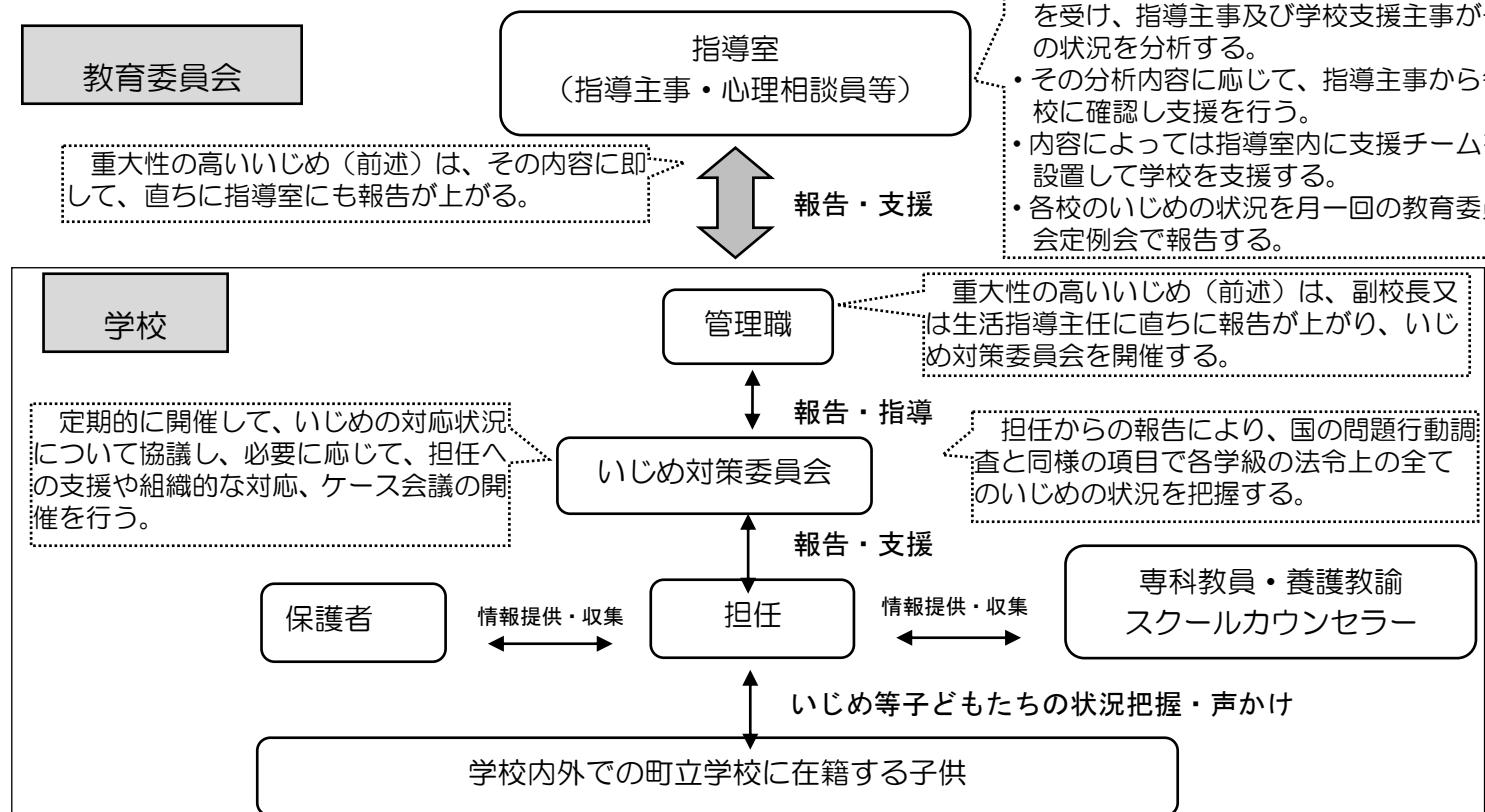
○いじめ定義

- ・当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為されたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
- ・「自分がいやだなと思うことをされること」
- ・いじめの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。
- ・法令上のいじめのうち、「好意で行った言動」「意図せずに行った言動」「衝動的に行った言動」以外で、「故意で行った言動」に該当するいじめを社会通念上のいじめという。
- ・いじめのうち「継続性がある」「すぐには解決できない」「被害児童が心身の苦痛を重く感じている」「加害児童のいじめの意識が低い又は故意の意識が強い」のいずれかの場合は重大性が高いいじめとして、直ちに副校長又は生活指導主任に報告する。

○組織

- ・生活指導部が「いじめ防止」「早期発見」の対策を行う。いじめを発見した教員は学年と相談し「早期対応」を行う。
- ・重大性の高いいじめは、いじめ・不登校防止対策委員会(副校長、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任)が「重大事態への対応」を行う。いじめ解消まで委員会が責任をもつ。必要に応じて校内支援委員会と連携し、校長、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー(以下SC)、町相談員も出席する。

町教育委員会・町相談室
学校サポートチーム
五日市警察
立川児童相談所

○いじめ実態把握システム**○行動計画**

	取り組み	内容	時期
いじめの 防止 生活指導部	あいさつ月間	児童間、児童教員間のあいさつ交流	4月、9月、12月
	道徳教育の充実	ふれあい月間と連動させた指導、いじめDVDの活用(SOSの出し方)	6月、11月
	セーフティ教室	インターネット、携帯電話のマナー学習	4月
	いじめ防止研修会	教職員の資質向上のための研修、SCによる校内研修	6月、11月
	啓発活動	学校便り、学年便り等でのふれあい月間等の周知	6月、11月
早期発見 生活指導部	アンケート・個別面談	早期発見のためのアンケート、個別面談の実施	毎月
	S Cとの連携	気になる児童についての情報交換、個別面談	通年
	夕会ブロック報告	教職員間の情報交換・共通理解	通年
	いじめ報告	生活夕会で情報共有	通年
早期対応 発見者又は 担任 管理職 いじめ 不登校防止 対策委員会	いじめの事実確認	個別面談、家庭訪問、電話相談等の実施	いじめ発見後すぐ
	いじめを受けた児童 又は保護者への支援	確認した事実の伝達、教員又はSCによる面談、児童保護者の願いの聞き取り、解決に向けた取組への理解	いじめ発見後すぐ
	いじめを行った児童 への指導又は保護者 への助言	確認した事実の伝達、いじめの指導、教員又はSCによる面談、児童保護者の願いの聞き取り、解決に向けた取組への理解	いじめ発見後すぐ
重大事態 への 対応 いじめ・ 不登校防止 対策委員会	いじめを受けた児童 の安全確保	いじめを受けた児童の別室登校による指導、加害児童の出席停止または別室登校による指導	重大事態発生後
	関係機関・専門家との 連携	町相談室、学校サポートチーム、立川児童相談所・五日市警察との相談・連携、日の出町いじめ問題調査委員会への協力	重大事態発生後
	重大事態に係る調査	事実関係を明確にするための学校調査又は町教育委員会実施の調査、調査結果に基づく町長による再調査	重大事態発生後

※重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態を指す。

○早期発見・早期対応

ト ラ ブ ル 発 見	トラブル発見後の事実確認の流れ	教員による発見・子供からの訴え・保護者からの相談等 ↓ 被害児童、加害児童、発見児童への聞き取り（いつ、どこで、どんないじめ等）
	重大性の高いいじめの発見	事実確認 「継続性がある」「すぐには解決できない」「被害児童が心身の苦痛を重く感じている」 「加害児童のいじめの意識が低い又は故意の意識が強い」 → 重大性の高いいじめの発見・いじめ不登校防止対策委員会へ

○重大性の高いいじめに対する措置

い じ め	発見後の報告の流れ	発見者→担任・養護・専科 → 校長・副校長 → 教育委員会 ↓ 保護者 いじめ不登校防止対策委員会（問題解消への取組）
	正確な情報把握	事実の確認。関係児童より個々に聞き取りを行う。
いじめへの対応	指導体制、方針の決定	いじめ不登校防止対策委員会が中心となって、全教職員の共通理解を図る。問題点の明確化。教職員の役割分担。教育委員会、関係諸機関と連携を図る。
	当該児童への指導・支援	いじめられた子供の安全の確保、落ち着いて教育を受けられる環境の確保
	保護者への協力依頼	直接会って話をする。具体的な対策を話す。協力を求める。
	関係機関との連携	関係機関・専門家等との相談・連携 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携
	事実の調査	重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は町教育委員会が行う調査への協力 重大事態の調査結果についての町長の調査（再調査）への協力
	報告	重大事態発生について町教育委員会や町長への報告 いじめ対策委員会 → 校長・副校長 → 指導室 → 担任 → 保護者
	今後の対応	組織として継続的な指導や観察を行うことを確認する。
その後の	継続的な指導・観察	生活指導夕会、校内支援連絡会で定期的な報告。
	S Cの活用	巡回相談、面接、教育相談。
	心の教育の充実、学級経営の充実	道徳授業、学級活動、日常の生活指導、安全指導。

○取組評価

「取組評価」の実施（12月）→次年度学校基本方針の見直し、行動計画の作成（3月）